

「水俣市」医療費助成事業の新規受託について（お知らせ）

1 「水俣市子ども医療費助成事業」の新規受託について

- (1) 水俣市子ども医療費助成事業の公費負担者番号
「80.43.005.1」
- (2) 医療費助成事業の対象者
満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者
ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上は対象外（償還払い）とする。
また、入院も対象外（償還払い）とする。
- (3) 自己負担
「なし」
- (4) 対象医療機関等
熊本県内の保険医療機関、保険調剤薬局及び訪問看護ステーション
- (5) 助成事業の受託開始時期
令和2年4月診療分から

※保険医療機関、保険薬局の皆様へ

- 1 各市町村が実施している医療費助成事業につきましては、助成内容（対象年齢、自己負担等）が異なりますので、窓口において受給者証の提示を受けた場合は、必ず記載内容の確認をお願いいたします。
- 2 医療費助成事業の助成内容の変更に伴い、現在ご使用の医事システムによる受付業務等に支障のないよう、必要に応じて変更等をお願いいたします。